

南島原市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



南島原市環境キャラクター
エコ岳くん

2025年3月策定

南島原市

目 次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の目的	1
3	計画の対象となる温室効果ガス	1
4	計画の対象となる市の事務及び事業の範囲	1
5	二酸化炭素の排出状況	2
6	計画の期間及び目標	3
7	具体的取組	4
	（1）再生可能エネルギーの導入	4
	（2）エネルギー利用の効率化	4
	（3）電動車の導入	4
	（4）職員の日常の取組	5
	（5）節電対策強化期間	5
	（6）職場環境及び業務の改善	5
8	推進体制	6
9	点検・評価・見直し体制	7

1 計画策定の趣旨

地球温暖化問題とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇し、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすものであり、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つです。

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条においては、地方公共団体の義務として、実行計画の策定と公表並びに実行計画に基づく措置の実施状況（温室効果ガスの総排出量を含む。）の公表が求められています。

2 計画の目的

市自らが地球温暖化対策の取り組みを率先して実行することにより、市の事務及び事業に関わる温室効果ガスの排出削減を図り、ひいては、市民、事業者等の地球温暖化対策に資する自主的かつ積極的な行動を促進することを目的とします。

3 計画の対象となる温室効果ガス

本計画の対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素とします。

ただし、必要に応じて段階的に、地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定されている次の物質についても対象とします。

- ① メタン
- ② 一酸化二窒素
- ③ ハイドロフルオロカーボン
- ④ パーフルオロカーボン
- ⑤ 六ふっ化硫黄
- ⑥ 三ふっ化窒素

4 計画の対象となる市の事務及び事業の範囲

この計画の対象範囲は、市長部局、教育委員会事務局、議会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局が行う全ての事務及び事業とし、指定管理者が管理する施設を含む全ての公共施設を対象とします。ただし、外部に委託して実施する事業は除きます。

- | | |
|-----------|-----------|
| ① 庁舎 | ⑩ 給食センター |
| ② 消防・防災施設 | ⑪ 福祉施設 |
| ③ 水道施設 | ⑫ 衛生センター |
| ④ 下水施設 | ⑬ 公園 |
| ⑤ 社会体育施設 | ⑭ 住宅（外灯等） |
| ⑥ 社会教育施設 | ⑮ 交流促進施設 |
| ⑦ 認定こども園 | ⑯ その他施設 |
| ⑧ 小学校 | |
| ⑨ 中学校 | |

5 二酸化炭素の排出状況

燃料等使用量

	2013 (H25)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
ガソリン (L)	117,338	98,058	89,527	96,857	93,286	93,223
軽油 (L)	85,086	114,978	58,696	54,821	60,839	60,452
灯油 (L)	702,872	148,299	129,687	122,490	130,955	117,558
A重油 (L)	16,000	13,960	12,694	15,000	12,600	7,623
L P G (m ³)	20,363	21,785	23,491	31,411	38,269	36,655
電気 (kWh)	16,583,391	15,705,415	15,736,019	16,167,009	15,276,065	15,840,986

※2019年以降は衛生センター灰溶融施設の廃止（2018年12月）により灯油使用量が減少。

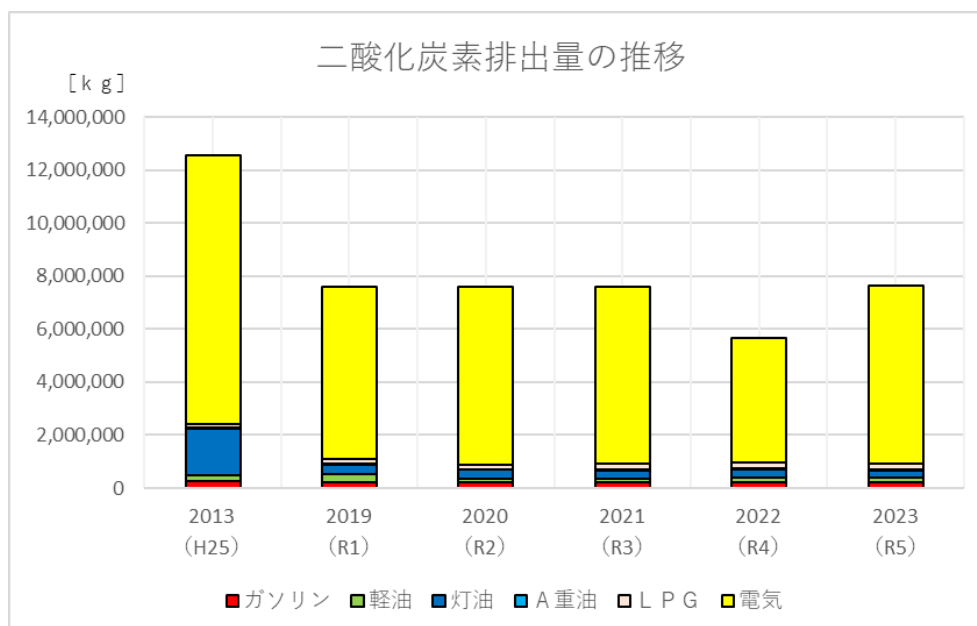
※前計画の実績のため指定管理施設は含まない。

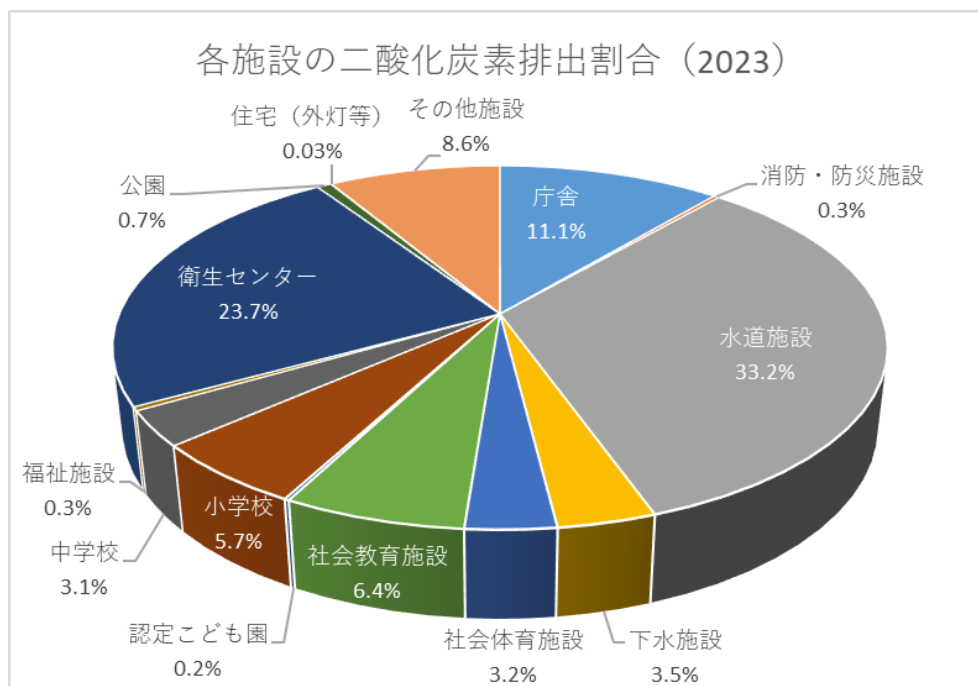
二酸化炭素排出量

	2013 (H25)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
ガソリン (kg)	272,224	227,495	207,703	224,708	216,424	216,277
軽油 (kg)	219,522	296,643	151,436	141,438	156,965	155,966
灯油 (kg)	1,750,151	369,265	322,921	305,000	326,078	292,720
A重油 (kg)	43,360	37,832	34,401	40,650	34,146	20,658
L P G (kg)	134,396	143,781	155,041	207,313	252,575	241,924
電気 (kg)	10,149,035	6,533,453	6,727,148	6,693,142	4,682,114	6,724,499
合計 (kg)	12,568,688	7,608,468	7,598,648	7,612,251	5,668,301	7,652,044

[二酸化炭素排出係数]

ガソリン：2.32kg-CO₂/L 軽油：2.58 kg-CO₂/L 灯油：2.49 kg-CO₂/L A重油：2.71 kg-CO₂/L L P G：6.6 kg-CO₂/m³
 電気：九州電力（H25）0.612 kg-CO₂/kWh （R1）0.319 kg-CO₂/kWh （R2）0.344 kg-CO₂/kWh （R3）0.365 kg-CO₂/kWh
 （R4）0.296 kg-CO₂/kWh （R5）0.407 kg-CO₂/kWh
 ミナサポ（R1）0.513 kg-CO₂/kWh （R2）0.511 kg-CO₂/kWh （R3）0.463 kg-CO₂/kWh （R4）0.317 kg-CO₂/kWh
 （R5）0.442 kg-CO₂/kWh





6 計画の期間及び目標

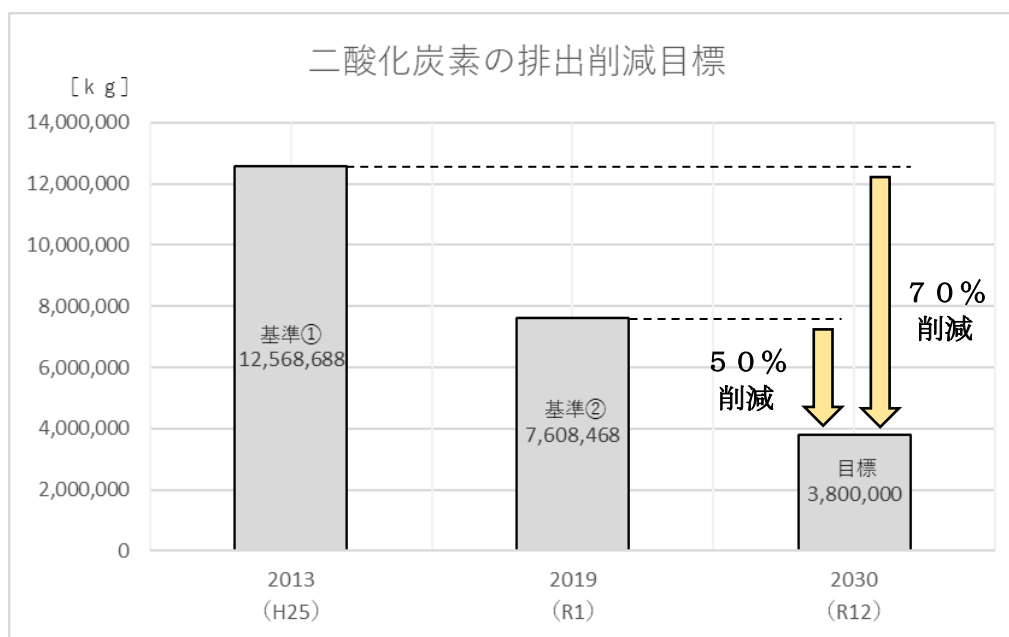
（１）計画期間

２０２５（令和７）年度から２０３０（令和１２）年度までの６年間を計画期間とし、必要に応じて見直しを行います。

（２）二酸化炭素の排出削減目標

国は、政府実行計画において、２０３０年度までに２０１３年度比で５０％削減することを目標としています。

南島原市は、２０２２年度排出実績で２０１３年度比５５％減となっていることから、更なる排出削減として２０１３年度比７０％削減（２０１９年度比５０％削減）を目指します。



7 具体的取組

政府実行計画では、主な取組内容として下表のとおり示されています。

南島原市においては、温室効果ガスの排出要因である電気使用量と燃料使用量の削減に向け、政府実行計画に準じて以下（１）～（６）の取組を実施します。

政府実行計画の概要

措 置	目 標
太陽光発電の最大限の導入	２０３０年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約５０％以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則ＺＥＢ Oriented相当以上とし、２０３０年度までに新築建築物の平均でＺＥＢ Ready 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合を除き、新規導入・更新については２０２２年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも２０３０年度までに全て電動車とする。
ＬＥＤ照明の導入	既存設備を含めた政府全体のＬＥＤ照明の導入割合を２０３０年度までに１００％とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	２０３０年度までに各府省庁で調達する電力の６０％以上を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の３Ｒ＋Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の３Ｒ＋Renewable を徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。

（１）再生可能エネルギーの導入

- ・設置可能な公共施設（敷地を含む）へ太陽光発電設備を最大限導入します。
- ・バイオマスや地中熱等その他の再生可能エネルギーの導入を検討します。
- ・グリーン電力の調達等を検討し、使用電力に対する再生可能エネルギー比率の向上に努めます。

（２）エネルギー利用の効率化

- ・原則、すべての公共施設の照明機器をＬＥＤ化します。
- ・既存の業務機器は、運用の見直しにより効率化を図ります。
- ・空調機器や給湯器等の業務機器を新設及び更新する際は、エネルギー効率の高い機器を導入します。
- ・公共施設を新設及び改修する際は、建物のＺＥＢ化^１を目指します。
- ・ブラインドやカーテン、遮光フィルム等を設置し、建物の省エネを推進します。
- ・蓄電池（車載型を含む）の導入を検討します。

（３）電動車の導入

- ・公用車を更新する際は、原則、電動車^２（EV、FCV、PHEV、HV）を導入します。

^１ ＺＥＢ：ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディングの略。年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの建築物のこと。

^２ 電動車：動力源に電気を使う自動車のこと。電気自動車（EV）、燃料電池車（FCV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）、ハイブリッド車（HV）がある。

(4) 職員の日常の取組

[電気使用量の削減]

- ・業務に必要な照明以外は消灯し、常時使用しない場所（会議室、トイレ、給湯室等）は未使用時には消灯します。
- ・パソコンを長時間使用しない場合は、シャットダウン又はスリープ状態にします。
- ・エレベーターの利用は極力控え、階段を利用します。
- ・支障がある場合を除き、電気製品はコンセントを抜いて待機電力を削減します。

[燃料使用量の削減]

- ・スマートムーブ（エコドライブ³、ノーマイカー⁴）を推進します。

[廃棄物の減量化・再資源化]

- ・電子決裁等によりペーパーレス化を推進し、コピー用紙の削減を図ります。
- ・印刷する場合は、内容の簡素化及び両面印刷、ページ集約等によりコピー用紙の使用を抑制します。
- ・廃棄書類の100%再資源化を目指します。
- ・FAXの使用は原則廃止し、メールでの送受信等を基本とします。
- ・使用済みの封筒やファイル等は可能な限り再利用します。
- ・マイバッグ、マイボトルの利用を推進します。
- ・職場における3R⁵の取組を推進し、ごみの分別及びリサイクルを徹底します。

(5) 節電対策強化期間

- ・5月～10月は夏季の節電対策強化期間とし、実施要領を定めてクールビズ等に取り組みます。
- ・12月～3月は冬季の節電対策強化期間とし、実施要領を定めてウォームビズ等に取り組みます。

(6) 職場環境及び業務の改善

- ・ノー残業デー（毎週水曜日）の取組を徹底します。
- ・事務の見直しや職員の適正配置により、超過勤務の縮減及び有給休暇の取得促進を図ります。
- ・テレワークやWEB会議の積極的な活用を推進します。
- ・グリーン購入法や環境配慮契約法に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。
- ・職員の意識啓発を進め、省エネや環境意識の向上を図ります。

³ エコドライブ：乗り合わせや省エネ運転（ふんわりアクセル、アイドリングストップ等）を行うこと。

⁴ ノーマイカー：通勤や日常生活において自家用車の代わりに徒歩、自転車、公共交通機関等を利用すること。

⁵ 3R：リデュース（Reduce/発生抑制）、リユース（Reuse/再利用）、リサイクル（Recycle/再資源化）の3つのRの総称。

8 推進体制

本計画を推進するために、副市長を委員長とする「南島原市地球温暖化対策実行計画推進委員会」を設けます。また、各課・室に「実行計画推進管理者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

(1) 南島原市地球温暖化対策実行計画推進委員会

副市長を委員長とし、部局長で構成します。本計画の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、本計画の改定・見直しに関する協議及び決定を行います。

(2) 実行計画推進管理責任者、実行計画推進管理者

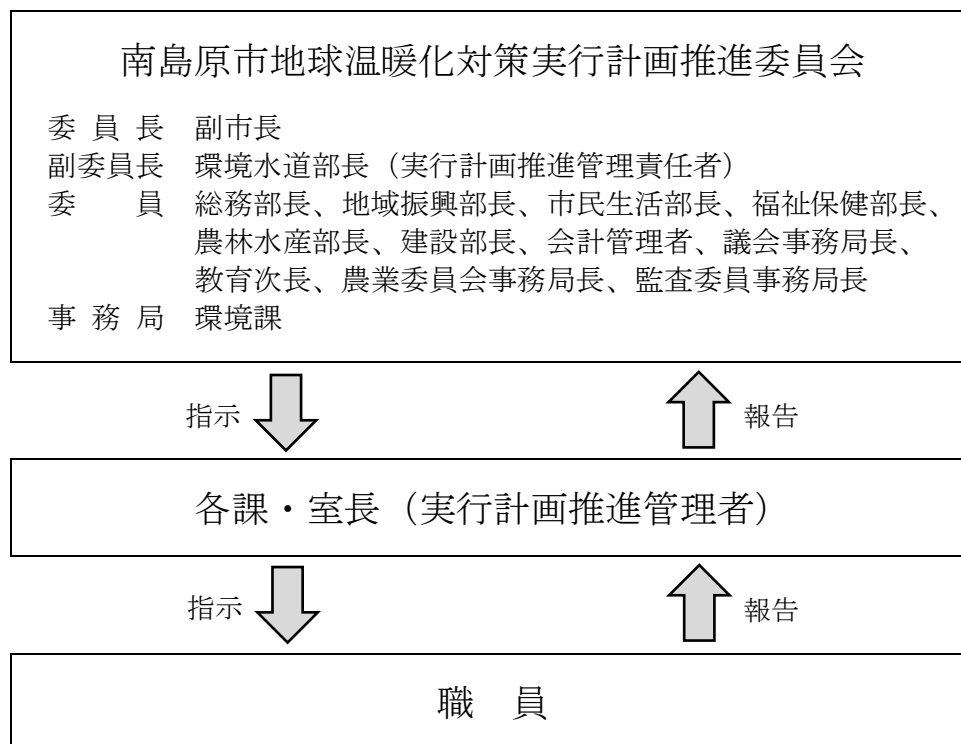
環境水道部長を実行計画推進管理責任者、各課・室長を実行計画推進管理者とします。各課・室において取組を推進し、その状況を事務局に報告します。

(3) 事務局

環境課において、南島原市地球温暖化対策実行計画推進委員会の運営全般を行います。

また、各課・室の取組状況を確認及び集約し、南島原市地球温暖化対策実行計画推進委員会へ報告します。

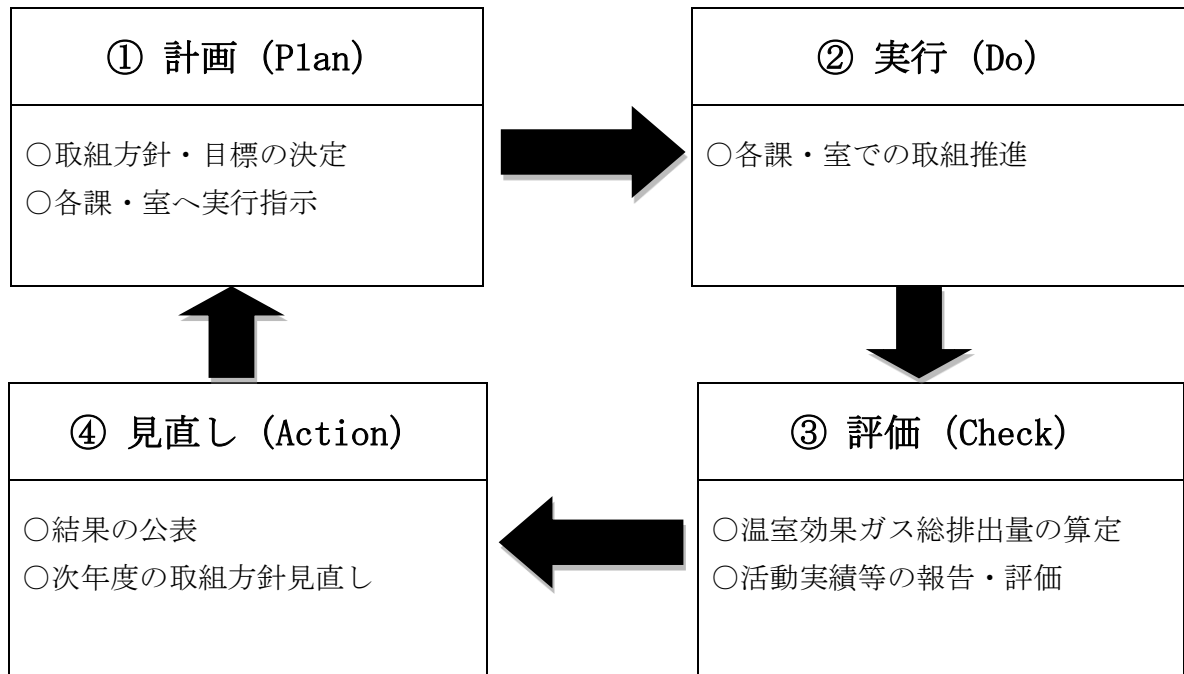
推進体制のフロー図



9 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検、評価、見直しを行います。

また、本計画の進捗状況は、ホームページ等で公表します。



地球温暖化対策の推進に関する法律（関係条文抜粋）

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

南島原市地球温暖化対策実行計画推進委員会要綱

(設置)

第1条 この告示は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）の規定に基づき、南島原市における地球温暖化対策実行計画（以下「計画」という。）の策定及び推進を、総合的・機能的に行うため南島原市地球温暖化対策実行計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の効率的推進に関すること。
- (3) 計画の進行管理に関すること。
- (4) 実施状況の公表に関すること。
- (5) その他計画の策定・実行・推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、環境水道部長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の所掌事務を総括し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(計画の推進)

第6条 計画の推進のため、実行計画推進管理責任者及び実行計画推進管理者を置く。

- 2 実行計画推進管理責任者は、環境水道部長をもって充て、計画を推進する。
- 3 実行計画推進管理者は、各課局等の長をもって充て、各課局等における計画の進行管理を統括する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境水道部環境課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

別表（第3条関係）

委員
副市長、総務部長、地域振興部長、市民生活部長、福祉保健部長、農林水産部長、建設部長、環境水道部長、会計管理者、議会事務局長、教育次長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長